

独立行政法人北方領土問題対策協会業務方法書の一部改正について

業務方法書第 7 条第 2 項第 1 号に係る貸付利率の一部を以下により、改正をお願いしたい。

改正事項

貸付金の種類のうち漁業資金、農林資金、商工資金、法人資金、住宅資金の利率の変更

〔貸付利率の変更〕

従前、当協会の貸付利率の設定は、設備資金及び住宅資金は、漁業近代化資金又は住宅金融公庫のいずれか低い方、経営資金は、国民生活金融公庫の経営改善資金と同率とし、年 2 回、4 月と 10 月に定期的に見直しを実施してきた。

現在、設備資金及び住宅資金の基準としている漁業近代化資金の利率が 1.70% であり、当協会は 1.40% となっている。また、経営資金の基準となっている国民生活金融公庫の経営改善資金の利率が 1.40% であり、当協会は 1.30% となっている。

このことから当協会の設備資金及び住宅資金、経営資金の貸付利率を基準としている資金の利率と同率となるよう改正させていただきたい。

(案)
独立行政法人北方領土問題対策協会業務方法書の一部を次のように改正する

貸付利率の一部改正

第7条第2項第1号の別表の1の1の(1)から(4)までの利率「年利1.40%」を「年利1.70%」に、(5)及び(6)の利率「年利0.90%」を「年利1.20%」に、(7)の利率「年利1.30%」を「年利1.40%」に、(8)の利率「年利0.80%」を「年利0.90%」に改め、別表の1の2の(1)から(4)までの利率「年利1.40%」を「年利1.70%」に、(5)及び(6)の利率「年利0.90%」を「年利1.20%」に、(7)の利率「年利1.30%」を「年利1.40%」に、(8)の利率「年利0.80%」を「年利0.90%」に改め、別表の1の3の(1)及び(2)の利率「年利1.40%」を「年利1.70%」に、(3)及び(4)の利率「年利0.90%」を「年利1.20%」に、(5)の利率「年利1.30%」を「年利1.40%」に、(6)の利率「年利0.80%」を「年利0.90%」に改め、別表の1の4の(1)の利率「年利1.40%」を「年利1.70%」に、(2)の利率「年利1.30%」を「年利1.40%」に改め、別表の1の5の(4)から(6)の利率「年利1.40%」を「年利1.70%」に、(7)及び(8)の利率「年利0.90%」を「年利1.20%」に改める。

附 則

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

貸付利率の一部改正比較表

貸付金の種類	貸付金の用途	改正後	改正前
1. 個人が営む漁業に必要な資金 (漁業資金)	(1) 漁船の建造、取得及び改造	1.70	1.40
	(2) 漁船用機器の設置		
	(3) 養殖施設、処理加工施設、保蔵施設又はこれらに準ずる漁業用施設の設置		
	(4) 漁具又は漁網網の購入		
	(5) 上記(1) (2) (3) の転貸	1.20	0.90
	(6) 上記(4) の転貸		
	(7) 経営資金	1.40	1.30
	(8) 上記(7) の転貸	0.90	0.80
2. 個人が営む農畜産林業に必要な資金 (農林資金)	(1) 農地又は牧野の取得、改良及び造成	1.70	1.40
	(2) 農舎、畜舎、温室、ふ卵育すう施設又はこれらに準ずる農畜産業用施設の設置		
	(3) 家畜又は家きんの購入		
	(4) 農畜産林業用機具の購入		
	(5) 上記(1) (2) の転貸	1.20	0.90
	(6) 上記(3) (4) の転貸		
	(7) 経営資金	1.40	1.30
	(8) 上記(7) の転貸	0.90	0.80
3. 個人が営む商工業及びその他の事業に必要な資金 (商工資金)	(1) 工場用建物、店舗、事務所、事業所又は倉庫の設置	1.70	1.40
	(2) 車両、機械若しくは器具の購入又は事業用設備の設置		
	(3) 上記(1) の転貸	1.20	0.90
	(4) 上記(2) の転貸		
	(5) 経営資金	1.40	1.30
	(6) 上記(5) の転貸	0.90	0.80

貸付金の種類	貸付金の使途	改正後	改正前
4. 法人が営む漁業、農畜産林業、商工業及びその他の事業に必要な資金 (法人資金)	(1) 個人が営む漁業、農畜産林業、商工業及びその他の事業に必要な資金(経営資金を除く)のそれぞれの使途に同じ	年利% 1.70	年利% 1.40
	(2) 経営資金	1.40	1.30
5. 生活に必要な資金 (住宅資金)	(4) 住宅改良資金 増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の取得に要する資金 (5) 住宅新築資金 住宅の新築に必要とする資金(新築住宅を購入する場合を含む) (6) 土地取得資金 ア 住宅の新築に付随して必要な土地の取得に要する資金(新築住宅を購入する場合を含む) イ 中古住宅の取得に付随して必要な土地の取得に要する資金	1.70	1.40
	(7) 上記(4)及び(6)のイの転貸	1.20	0.90
	(8) 上記(5)及び(6)のアの転貸		

公 定 歩 合 等 の 推 移

(単位 :%)

年月日	財 融	投 資	公 歩	定 合	長期 プライム レート	短期 プライム レート	北 対 協		国 金		漁 業 近代化	住 公 新 築
							設 備	経 営	普 通	経 営		
14. 6. 3	1.70											
6.11					1.95				1.95	1.65		
7. 5	1.60										1.50	
7.10												2.55
8. 9					1.90				1.90	1.60		
9.10					1.70				1.70	1.40		
10.10					1.60				1.60	1.30		
10.29							1.50	1.30				
11. 1											1.30	
11. 7												2.45
11.15												2.40
12. 3											1.20	
12.10					1.65				1.65	1.35		
15. 1. 6	1.30											2.30
1.15												2.30
2.10	1.20											
2.12					1.55							
2.13									1.55	1.25		
2.20											1.10	
3. 3												2.20
3.11					1.50							
3.12	1.00								1.50	1.20		
3.19											1.00	
4. 1							1.00	1.20				
4.10					1.40							
4.11	0.90								1.40	1.10		
4.16												2.15
4.18											0.90	
4.21												2.10
5. 9					1.35							
5.16	0.80								1.35	1.05		
5.23											0.70	
6.10					1.25				1.25	0.95		
6.11	0.70											
6.16												2.00
15. 7.10												
7.11	1.30											
7.18												1.20
8. 8												2.40
8.12	1.20											
8.13									1.50	1.20		
8.20											1.10	
9. 2												2.30
9.10	1.80								1.85	1.55		
9.18												2.70
9.19												
9.22												2.55
10. 1							1.70	1.55				
10.10	1.60								1.65	1.35		
10.21											1.50	
11.11												
11.14	1.80								1.80	1.50		
11.21											1.70	2.60
12.10	1.70								1.70	1.40		
12.18											1.60	
16. 1.19	1.60											2.55
1.26											1.50	
2.10												
2.12	1.50								1.60	1.30		
2.17												2.50
2.19												1.40
4. 1							1.40	1.30				
4. 9												
4.12	1.80											
4.14												
4.21											1.70	2.70
5.21												2.75
6.10									1.90	1.60		
6.11												2.80
7. 9												

(参 考)

貸付金の利率設定について

独立行政法人北方領土問題対策協会の貸付業務は、特殊な地位に置かれている北方地域旧漁業権者や元島民等に対する援護措置であることから、その貸付利率は各種制度資金の利率と比較して低くすることを基本として、次のとおり設定してきており、今後も同様な運用を確保する必要がある。

- 1 . 経営資金の利率は、国民生活金融公庫経営改善資金の利率を基準とする。
5%を超える場合には、5%を下限として当該利率の90%に設定する。
5%以下の場合には、当該利率と同率とする。
上記による利率が6%を超える場合には、6%とする。

- 2 . 設備資金、住宅資金(土地取得資金含む)の利率は、漁業近代化資金(20t未満漁船建造資金)又は住宅金融公庫(住宅新築資金)の利率のうち低い方の利率を基準とする。
4.35%を超える場合には、4.35%を下限とし当該利率の90%の水準に設定する。
4.35%以下の場合には、当該利率と同率とする。

- 3 . 利率は、4月1日、10月1日の年2回見直しをする。ただし、特段の事情が生じた場合は適確に対処する。